

## 意外と知らない 議会のルール

### せい がん ちん じょう 「請願と陳情」

請願と陳情。どちらも日常生活では聞きなれない言葉ですが、今回はこれらについて説明していききたいと思います。

簡単に表現すれば、どちらも「お願い」という意味に近いもので、町行政に対して要望や意見があるときは、誰でも「請願書」や「陳情書」を議会議長宛てに提出することができます。

それでは、同じお願いなのに、どうして区別されているのか。それは、次のような違いによるものです。

請願	<p><b>憲法第16条に規定された国民の権利</b>として、政府や地方行政機関に対して要望を行うことです。</p> <p>町民は、町政への要望事項等を直接議会に提出できますが、その条件として<b>要望事項等の趣旨に賛同する紹介議員が必要です。</b></p>
陳情	<p>請願と同じく議会に提出できますが、<b>法的な手続きとして規定されておらず、また、紹介議員を必要としません。</b></p> <p>そのほか、要請、要望、嘆願、お願い等についても、陳情に類するものとして挙げられます。</p>

提出された請願書や陳情書などは、議会や常任委員会で内容について協議され、議会の意思として政府等に要請すべきと認められれば、意見書として国の各機関に提出されることになります。

出し方などについてのご相談がありましたら、議会事務局にお問い合わせください。



### 次号 予告

●次回の発行は、**8月**を予定しています。

特集記事(内容未定)、議会の結果報告、6月定例会での一般質問、新たな常任委員会の構成などの情報掲載を予定していますので、ぜひご覧ください。

### インフォメーション information

#### ●議会の開催予定

会議名称	開催日
平成29年第1回臨時会	4月27日(木)
平成29年第2回定例会	6月7日(水)から6月12日(月)まで ※一般質問は、7日午後1時からの予定

※会議の開会時刻は、午前10時です。 ※会議は傍聴できますので、多くの方のご来場をお待ちしています。

### 編集後記

議会の活動に少しでも興味を持っていただきたいとの思いから、議会だよりの誌面を昨年8月号から大きくリニューアルし、今回の発行で4号目を迎えました。

特に力を入れたのが、毎回トップページを飾る『特集企画』。前号の「議長・町長対談」、今月号の「議員討論会」は、どちらも初の試みでした。どうなるかと思いながらもいざ実施してみると、議会だよりの企画以上に「議会にとって意味のある活動の一つでは」という気づきを得ることができました。

平成29年度も4回の発行を予定していますが、「議会だよりの企画が議会活動を先導する!」という高い目標を掲げ、町民の皆さんにとって読みやすく、興味深い「議会だより」を目指していこうと決意を新たにした春の今日この頃でした。

広報班長